

## 納税証明書、金融機関の預金残高・融資可能額証明書

## 申請時の留意点

- 納税証明書は知事許可の場合、個人・法人ともに直前1年の事業税について、大臣許可の場合、直前1年の個人の場合は所得税、法人の場合は法人税について添付すること。
- 新規設立で決算未到来の場合は、税務機関の発行する「事業開始届受理証明書」を添付すること。
- 金融機関の預金残高証明書及び融資可能額証明書については、申請時前2週間以内のものとする。
- 預金残高証明書と融資可能額証明書の額がそれぞれ500万円未満であって、合算して500万円以上となる場合は要件を満たしていると認められないので注意すること。また、複数の金融機関の預金残高証明書を合わせて証明する場合はそれぞれの残高証明時点は同日でなければ認められないので注意すること。

## 商業登記簿の謄本

## 申請時の留意点

- 必ず履歴事項全部証明書の原本を添付すること。（現在事項全部証明書ではない点に注意すること。）
- 申請時のものを添付すること。（申請又は届出日前3月以内に発行されたものに限る。）
- 前回の申請以降に役員の再任登記（重任登記）している場合は、更新時の履歴事項全部証明書は省略不可のため添付すること。
- 個人でも支配人を置いた場合は必要である。